

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
2026年 6月 16 日	
八戸市長 殿	
	
提出者	
住 所 青森県八戸市大字河原木字青森谷地	
氏 名 三菱製紙株式会社 八戸工場	
工場長 本蔵 武志	
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 0178 (29) 2111	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	三菱製紙株式会社 八戸工場
事業場の所在地	青森県八戸市大字河原木字青森谷地
計画期間	2026年4月1日～2027年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	パルプ・紙製造業
② 事業の規模	製造品出荷額 53,769百万円
③ 従業員数	63人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり（図－1 参照）

（日本工業規格A列4番）

(第 2 面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙のとおり (資料－ 1)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度 (令和 7 年度) 実績】 別紙のとおり (資料－ 2)		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組) 凝集汚泥の揚液濃度上昇を行い、削減。		
②計画	【目標】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 各行程排出水の削減と再利用化をすすめる。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 汚泥、ばいじん、燃え殻、木くず、紙くず、ガラス・コンクリート・陶器くず、廃プラスチック類、金属くず、廃油
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) なし

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和7年度）実績】 別紙のとおり（資料－2）		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 中間処理後の灰を再生利用。		
②計画	【目標】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 中間処理後の灰再生量の拡大。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和7年度）実績】 別紙のとおり（資料－2）		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 廃棄物焼却炉で焼却による熱源化と廃棄物量の削減。		
②計画	【目標】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 廃棄物焼却炉で焼却量拡大による熱源化と廃棄物量の削減。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和7年度）実績】 別紙のとおり（資料－2）		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） ① 発生量の抑制 ② 委託業者へ処理量拡大		
②計画	【目標】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ① 発生量の抑制。 ② 委託業者へ処理量拡大。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和7年度）実績】 別紙のとおり（資料－2）		
	産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量		
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	（これまでに実施した取組） 委託業者の拡大。		

(第5面)

②計画	【目標】 別紙のとおり（資料－2）		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量		
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 委託業者の拡大。		
※事務処理欄			

(第 6 面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が 1,000 トン以上の事業場ごとに 1 枚作成すること。
- 2 当該年度の 6 月 30 日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 6 条の 11 第 2 号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 3 の 3 第 1 項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が 3 以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

資料ー1

(1) 責任者及び管理組織図
廃棄物の処理に係る管理組織図

管理組織における責任者		当該管理者の役割(責務)の内容
統括責任者	八戸工場長 本蔵 武志	
廃棄物担当者	安全環境管理担当(環境担当)	
環境管理会議	廃棄物処理計画・推進、進歩管理、廃棄物処理に関する検討 委員長:環境管理責任者 委員:工場長、工場長代理、部長、各課長・グループリーダー及び安全環境管理担当(室長)	
産業廃棄物処理責任者	(1)産業廃棄物処理計画の作成 (2)処理計画の推進 (3)監督官庁への各種報告	
産業廃棄物技術管理者 (焼却炉) (最終処分場)	(1)産業廃棄物処理施設の維持管理要領の立案 (2)施設の運転及び運転時の管理、監督 (3)施設の定期的保守点検及び必要な措置の実施 (4)工場長に対する改善事項等についての意見具申	
特別管理産業廃棄物 管理責任者	(1)PCB使用電気機器及びPCB汚染物の保管・管理 (2)定期的保守点検及び必要な措置の実施	

廃棄物処理フロー

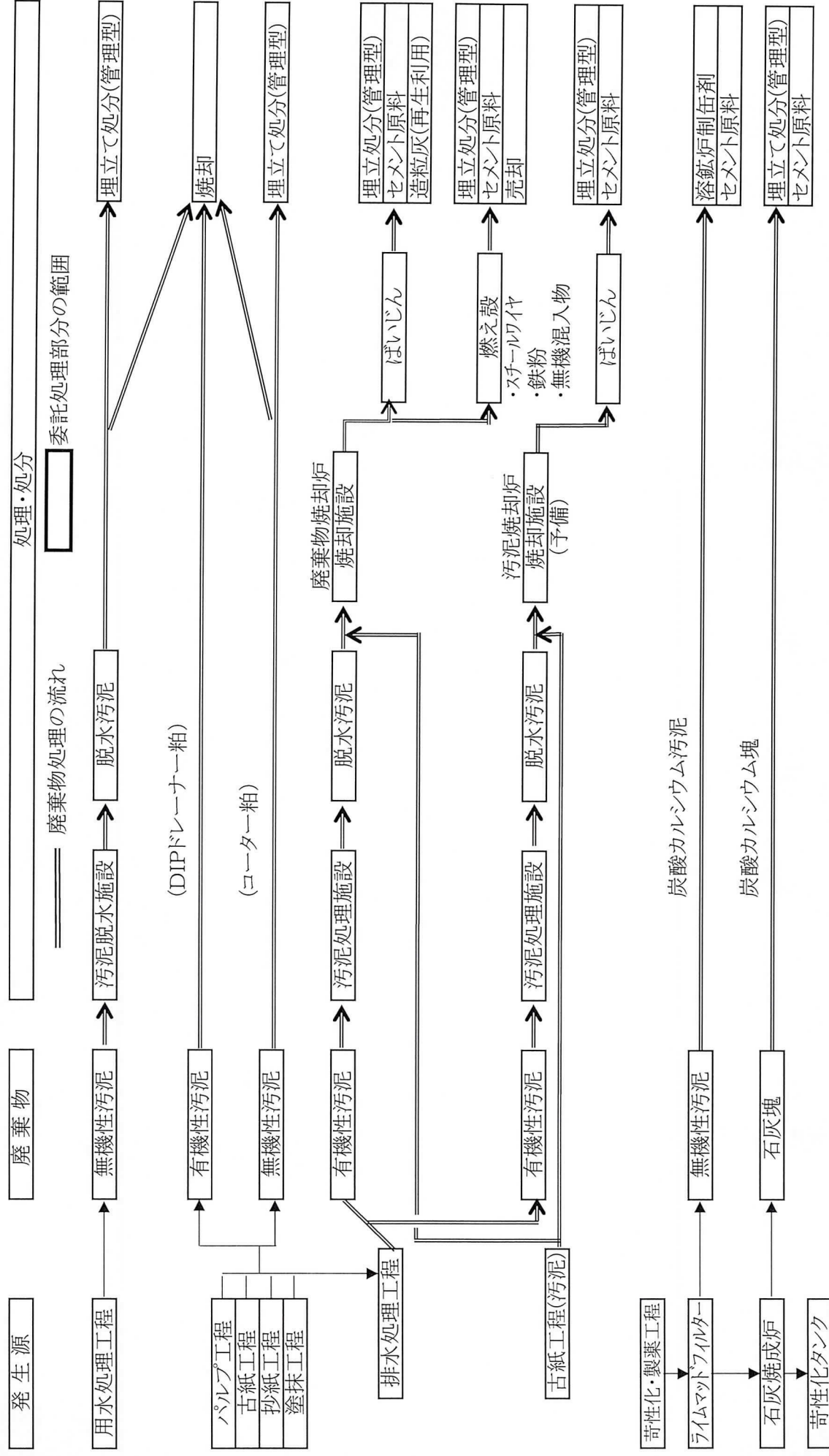


図-1① 廃棄物処理フロー

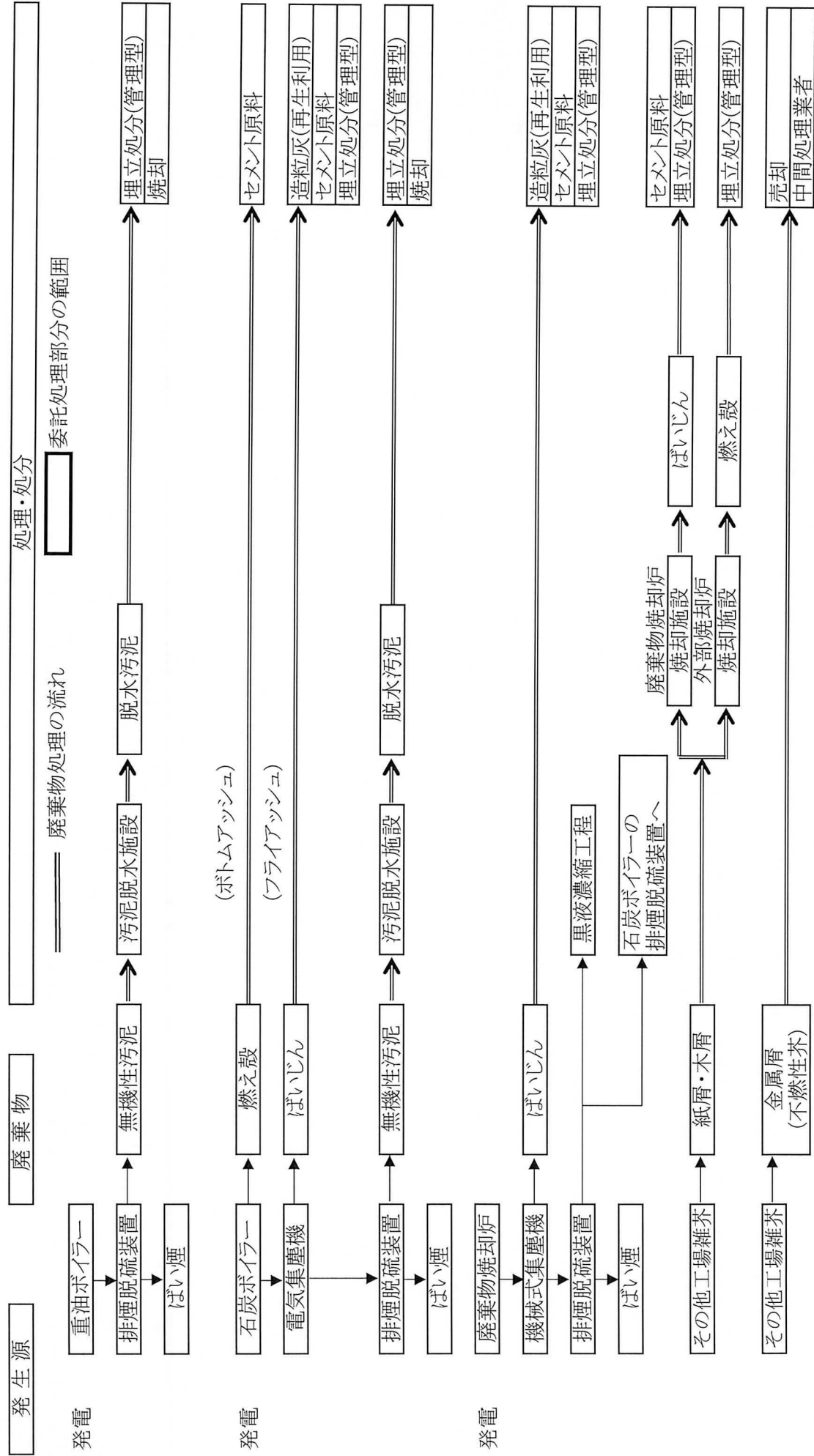


図-1② 廃棄物処理フロー

2026年度 産業廃棄物処理計画書 資料-2

[illegible]